

看護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金 Q&A 一覧

(令和7年5月30日時点)

1 対象入居者及び対象宿舎について

Q1 対象入居者の「看護職員等」とは、どの職種を指しますか？

看護職員（看護師・保健師・助産師・准看護師）及び看護補助者※が対象です。ただし、法人等の役員である場合、対象職種の業務に従事していても補助対象にはなりません。

※原則として、対象病院において、看護師及び准看護師並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメーキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務に専ら従事するもの。

Q2 常勤の派遣職員や非常勤職員は補助対象となりますか？

対象なりません。対象入居者は、就業規則において定めている常勤かつ正規雇用の看護職員等となります。非正規雇用の職員（パート・アルバイト、契約社員、派遣社員等）や非常勤職員は補助対象外となります。

Q3 対象入居者に住宅手当を支給している場合も補助対象となりますか？

住宅手当を支給している場合は対象外です。借り上げ宿舎への入居期間について、住宅手当を不支給（停止）とした場合は補助対象となります。また、すべての職員に対して一律で住宅手当を支給している場合も補助対象外です。

Q4 単身者のみを補助対象としていますか？

単身者に限った支援ではないため、同居人がいる場合も補助対象となります。ただし、同居人が住宅手当を受給している場合は補助対象外となります。

Q5 外国籍の職員も補助対象となりますか？

国籍は問いません。補助対象の要件を満たしている場合は、対象となります。

Q6 宿舎に職員が入居していなくても、看護職員等の宿舎であれば補助対象となりますか？

対象職員が入居していることが補助対象の要件であるため、対象職員が入居していない宿舎・期間に係る経費は補助対象外となります。

Q7 対象入居者が産休・育休の取得等により長期休暇を取得した場合は、補助対象となりますか？

各法人等が定める宿舎利用規約等で居住が認められている場合は補助対象となります。ただし、休暇期間中に宿舎に居住していない場合、その期間については補助対象外となります。

Q8 職員が退去した後、その宿舎に別の職員が入居した場合は、引き続き補助対象となりますか？

入居者が変更となった場合でも、補助対象の要件を満たす場合は対象となります。ただし、月の途中で入退去があった場合、対象経費の算出方法は退去者・入居者で異なります。（3 - Q6 を参照）
なお、退去者が別の対象宿舎へ転居した場合は、補助対象期間の上限（10 年）に達するまで引き続き補助対象となります。（補助対象期間の上限は 2 - Q3 を参照）

Q9 シェアハウスをしている場合や、戸建て住宅を借り上げて 1 軒に複数名が居住している場合は、どのように計算しますか？

賃貸借契約 1 件につき 1 戸とみなしますので、入居者が複数名であっても 1 戸分の補助となります。なお、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、補助対象外の入居者を含む入居者全員の宿舎使用料の合算額を補助対象経費から差し引きます。

Q10 一棟の借り上げではなく部屋ごとに借り上げを行っている場合も、補助対象となりますか？

法人名義・病院名義で借り上げを行っていることを確認できれば、補助対象となります。

Q11 法人等が所有している宿舎は補助対象となりますか？

対象となりません。法人等及び法人等の役員が所有する宿舎は補助対象外です。

Q12 事業が開始した令和 7 年度以前から継続して借り上げている宿舎も補助対象となりますか？

対象となります。借り上げの開始時期に関わらず、事業の実施期間（各年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで）について借り上げを行っている宿舎が対象となります。

Q13 宿舎の所在地が東京都外の場合も補助対象となりますか？

対象となります。ただし、看護職員等が働きやすい職場環境を実現し、確保及び定着を図るという事業目的を踏まえていることが必要です。

2 補助対象期間等について

Q1 補助対象期間の起算日はいつですか？

以下①～③のうち最も遅い日の属する月の翌月初日となります。ただし、当該日が月の初日である場合は当該日となります。なお、下記の日が当該年度より前である場合には、当該年度初日（4 月 1 日）となります。

- ①対象入居者の採用日
- ②対象入居者の入居日
- ③賃貸借契約書の契約期間の開始日

例) 3 月 31 日が入居日（②）、4 月 1 日が採用日（①）の場合

⇒4 月 1 日が起算日：4 月分から補助対象

例) 4 月 1 日が賃貸借契約開始日（③）、4 月 15 日が入居日（②）の場合

⇒5 月 1 日が起算日：5 月分から補助対象

Q2 採用前に入居を開始している場合、採用前の期間も補助対象期間になりますか？

補助対象期間に含みません。採用日、入居日、賃貸借契約期間の開始日のうち最も遅い日の属する月の翌月分から（当該日が月の初日である場合は当該月分から）補助対象となるため、本事例では採用日が属する月の翌月から（当該日が月の初日である場合は当該月分から）補助対象期間となります。

Q3 補助対象期間の上限はありますか？

同一の職員が利用できるのは最大で 10 年までです（補助開始年度を含めて最大 10 回（10 か年度）申請可能）。

※一旦補助が開始されると、補助終了年度（補助を受けられる最大の期間の終期）が自動的に定まります。補助開始後に補助を受けていない期間が生じた場合であっても、補助終了年度は延長されません。

※補助期間終了日は、補助開始月にかかわらず補助終了年度の末日（3 月 31 日）となります。

※申請は年度毎に行っていただきます。

※事業の実施期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日までです。事業が終了した場合は、補助対象期間中であっても補助対象とはなりません。

例）令和 7 年 10 月 1 日が補助開始日の対象入居者

⇒補助対象期間の上限：令和 17 年 3 月 31 日（令和 16 年度末）

Q4 人事異動により他の病院に異動した場合は、補助対象期間をどのように算定しますか？

○同一法人内の病院に異動した場合

補助対象期間を継続します。異動前後の所属病院ごとに、補助対象期間分を申請してください。

月の途中で異動または対象宿舎間の転居があった場合は、日割り計算を適用します。（3 - Q6 を参照）

○別の法人へ転職した場合

補助対象期間をリセットします。補助対象の要件を満たす場合、再度、補助対象期間の上限（10 年）まで申請可能です。

3 対象経費、補助額について

Q1 対象経費と対象外経費にはどのようなものがありますか？

○対象経費

賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料

※共益費（管理費）は別の文言で表現されることがあります。対象の可否が不明な場合は個別にご相談ください。

○対象外経費

敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、更新手数料、駐輪場・駐車場代等

Q2 入居者から宿舎使用料を徴収している場合でも、賃料全額が補助対象経費となりますか？

入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額が対象経費となります。

Q3 基準額の宿舎1戸当たり月額82,000円とは、1戸当たり月額82,000円が交付されるということですか？

補助対象経費と基準額（宿舎1戸当たり月額82,000円）を比較し、少ない方の額に4分の3を乗じた額（最大 $82,000\text{円} \times 3/4 = 61,500\text{円}$ ）が補助額となります。ただし、病院当たりの合計補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとします。

Q4 礼金・更新料はどのように計算しますか？

礼金・更新料の全額を当該年度の補助対象月数で除し、補助対象の各月に振り分けます。（所要額明細書上で自動計算されます）

例）補助対象月：10月から3月 礼金：60,000円

⇒10月から3月の各月へ $60,000\text{円} \div 6\text{か月} = 10,000\text{円}$ が計上されます。

補助対象月：4月から10月 更新料：90,000円

⇒4月から10月の各月へ $90,000\text{円} \div 7\text{か月} = 12,857\text{円}$ （1円未満端数切捨）が計上されます。

Q5 補助対象期間外に支払った礼金・更新料は補助対象となりますか？

○礼金

当該年度中に補助対象期間がある場合は、前年度及び当該年度に支払った分が補助対象となります。ただし、令和7年4月以降の採用または入居により補助を開始した場合に限ります。

例）補助対象期間開始日：令和7年4月1日 礼金支払日：令和7年3月15日

⇒補助対象となります。

○更新料

補助対象期間内の賃貸借契約更新に係る更新料のみ対象となります。

例）補助対象期間開始日：令和7年4月1日 補助対象期間終了日：令和7年9月30日

更新日：令和7年6月1日

⇒補助対象となります。（契約更新が補助対象期間内のため）

更新日：令和7年10月1日

⇒補助対象となりません。（契約更新が補助対象期間外のため）

Q6 補助対象になった日（入居等）と補助対象でなくなった日（退去等）が月の途中である場合は、それどのように対象経費を算出しますか？

○補助対象になった日が月の途中である場合

当該日が属する月の翌月分から（当該日が月の初日である場合は当該月から）補助対象となります。ただし、対象宿舎間の転居等、補助対象期間が継続する場合のみ日割り計算を適用します。

○補助対象でなくなった日が月の途中である場合

当該月について、日割り計算を適用します。

※日割り計算（所要額明細書上で自動計算されます）

①（月額の賃料・共益費÷当該月の日数×入居日数）により日割り額を算出（1円未満端数切捨）

② 当該月の実支出額と①を比較して小さい方の額を選定

③（②+当該月分の礼金または更新料－宿舎使用料）と補助基準額を比較して小さい方の額に3/4を乗じた額（補助額）

Q7 職員が月の途中で退去した後も宿舎をそのまま借り上げていた場合、賃料が引き続き発生しますが、月末まで補助対象となりますか？

法人が借り上げた宿舎に対象職員が入居していることが補助対象の要件となりますので、要件を満たさなくなった日（退去日・退職日・法人名義による賃貸借契約終了日）のいずれか早い日の翌日からは補助対象外となります。当該月は、日割り計算を適用します。（算出方法は3-Q6を参照）

Q8 4月分の賃料は3月（前年度）に支払い済みで、領収書の日付が前年度である場合、今年度の補助対象となりますか？

対象となります。事業の実施期間（各年度4月1日から3月31日まで）について借り上げを行っている宿舎に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月（前年度）に支払った場合も、今年度の補助対象となります。ただし、支出根拠資料により今年度の宿舎借り上げに係る経費であることが確認できる場合に限ります。

4 申請・報告について

Q1 申請単位は法人ですか？

病院ごとに申請いただきます。なお、診療所は補助対象外となります。

Q2 申請戸数の上限はありますか？

病院当たりの上限はありません。ただし、補助金は都の予算の範囲内において交付されます。

Q3 契約更新により年度途中で賃料が変更となった場合、差額は補助対象となりますか？

補助対象の要件を満たす場合は対象となります。なお、申請額が増額となる場合は変更交付申請を行っていただく必要があります。ただし、補助金は都の予算の範囲内において交付されます。

Q4 年度途中で賃貸借契約が終了する場合は、契約終了月までの申請となりますか？

申請時点で当該宿舎の賃貸借契約を更新する予定であれば、契約更新見込として3月分までの申請が可能です。

Q5 交付申請時点で賃貸借契約が締結できていない場合、または入居者がいない場合、申請は認められないでしょうか？

原則として、交付申請時に賃貸借契約書の写し及び入居者の入退去を証明する書類の提出が必要となります。これらを提出できない場合は、交付申請書類と併せて理由書を提出いただきます。

Q6 3月1日付で入職予定の職員がいる場合、申請はできますか？

交付申請期限までに交付申請書類及び添付資料を提出できない場合の理由書の提出があった場合は、交付申請を受け付けます。ただし、実績報告期限までに実績報告書類及び添付資料が提出できない場合は、補助金の交付が認められないことがあります。（実績報告時は必ず添付資料の提出が必要となります。）

5 その他

Q1 賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？

法人名義・病院名義である必要があります。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義・病院名義への契約変更が必要となります。

Q2 代行会社を通じて物件を賃借し、賃料等を代行会社へ支払っている場合は、補助対象となりますか？

代行会社を通じて借り上げを行っていても対象となります。ただし、代行会社との転貸借契約書や代行会社と貸主との賃貸借契約書等、代行会社を通じて借り上げを行っていることを確認できる根拠書類の提出が必要となります。なお、代行会社の利用に伴う手数料は補助対象外となります。

Q3 入居者から宿舎使用料を徴収せず宿舎を提供した場合、提供を受けた入居者の所得税は課税されますか？

勤務時間外においても職務を要することを常例とする看護師等、その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な職員に対し、職務に従事させる必要上宿舎を提供した場合は、課税対象外となる場合があります。詳しくはお近くの税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ等でご確認ください。